

建設工事等に係る契約保証金の取扱いについて

制定：平成 29 年 4 月 1 日

最終改正：令和 6 年 7 月 1 日

建設工事及び建設コンサルタント等の業務に係る契約を締結するときに納付していただく契約保証金の取扱いについては下記のとおりとします。

1 契約保証金の納付等について

地方自治法施行令（昭和 22 政令第 16 号）第 167 条の 16 及び佐久市財務規則（平成 17 年規則第 39 号）第 124 条において、契約締結の際には、契約を締結する者に、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納めていただくものと規定されており、原則として入札参加者に金銭的保証を求めることとしています。

なお、次のとおり納付、免除等を行うことができます。

種類	手続き方法
(1) 契約保証金の納付（現金納付）	① 市が発行する納付書により、金融機関等に現金で納付してください。 ② 納付後、請負契約書とともに納付書の写しを市へ提出してください。 （工事又は業務合格後、「契約保証金還付請求書」を提出してください。後日、口座に返還します。）
(2) 銀行等の金融機関の保証	① 銀行等の金融機関に、契約保証金額に対する保証書を発行してもらいます。 ② 保証書（正本）を、請負契約書とともに市へ提出してください。 ※保証期間は契約期間と同一としてください。なお、保証開始日につきましては、事前に市へご相談ください。 （工事又は業務合格後、「保証書預書」と「しゅん（完了）検査結果通知書」を持参してください。その場で、「保証書預書」と引き換えに保証書をお返しします。）
(3) 保証事業会社（東日本建設業保証株式会社等）の保証 ※前払金保証とセットでなければ契約できないため、前払金請求予定の場合に限られます。	① 保証事業会社に、契約保証金額に対する保証証書を発行してもらいます。 ② 保証証書（正本）1 部を、請負契約書とともに市へ提出してください。 ※保証期間は契約期間と同一としてください。なお、保証開始日につきましては、事前に市へご相談ください。 ※前払金の保証証書は、契約締結後、工事（業務）発注課へ提出してください。 ※電子保証の場合は保証事業会社に認証キーを発行してもらい、市へ提出してください。

種類	手続き方法
<p>(4) 損害保険会社との履行保証保険契約の締結または、公共工事履行保証証券（履行ボンド）による保証</p>	<p>【履行保証保険契約】</p> <p>① 損害保険会社と、市を被保険者とする履行保証保険契約を締結してください。</p> <p>② 保険証券（正本）を、請負契約書とともに市へ提出してください。</p> <p>【公共工事履行保証証券（履行ボンド）】</p> <p>① 損害保険会社と、保証委託契約を締結してください。</p> <p>② 市を債権者とする公共工事履行保証証券（正本）を、請負契約書とともに市へ提出してください。</p> <p>※保証期間は契約期間と同一としてください。なお、保証開始日につきましては、事前に市へご相談ください。</p>
<p>【建設コンサルタント等の業務のみ】</p> <p>(5) 業務完了保証人による保証</p>	<p>業務完了保証人は、以下の条件を全て満たす業者を選定してください。</p> <p>① 佐久市建設コンサルタント等の業務入札参加資格者名簿に登録されている業者</p> <p>② 当該入札に未参加の業者</p> <p>③ 契約者と同等規模を有する業者</p> <p>※業務完了保証人を選定する場合は、事前に市へご相談ください。</p>

2 当初契約時の契約保証金の納付免除等について

佐久市財務規則第 124 条において契約保証金の全部または一部を免除することができる場合が定められていますが、建設工事及び建設コンサルタント等の業務に係る契約保証金の納付の免除等については、次のとおり取り扱うこととします。

	金額区分	手続き方法等
建設工事	契約金額が 130 万円未満 (設計金額が 130 万円以上で、入札の結果契約金額が 130 万円未満となった場合も含む)	免除できます。 (契約者が契約を確実に履行するものと市長が認めるとき)
	設計金額が 130 万円以上 300 万円未満	契約金額の 100 分の 10 以上の額を「1 契約保証金の納付等について」で示すいずれかの方法で手続きをしてください。ただし、 <u>条件付きで免除することができます。</u> (免除の条件は、「3 契約保証金免除に係る契約履行実績について」を参照してください。)
	設計金額が 300 万円以上	契約金額の 100 分の 10 以上の額を、「1 契約保証金の納付について」で示すいずれかの方法で納付してください。
建設コンサルタント等	契約金額が 50 万円未満 (設計金額が 50 万円以上で、入札の結果契約金額が 50 万円未満となった場合も含む)	免除できます。 (契約者が契約を確実に履行するものと市長が認めるとき)
	設計金額が 50 万円以上 300 万円未満	契約金額の 100 分の 10 以上の額を「1 契約保証金の納付等について」で示すいずれかの方法で手続きをしてください。ただし、 <u>条件付きで免除することができます。</u> (免除の条件は、「3 契約保証金免除に係る契約履行実績について」を参照してください。)
	設計金額が 300 万円以上	契約金額の 100 分の 10 以上の額を、「1 契約保証金の納付について」で示すいずれかの方法で納付してください。

3 契約保証金免除に係る履行実績について

設計金額が 130 万円以上 300 万円未満の工事（建設コンサルタント等の業務は 50 万円以上 300 万円未満）については、佐久市財務規則第 124 条第 3 項第 3 号及び、佐久市建設工事事務処理規程別記入札心得第 13 条第 2 項第 2 号により、以下の条件を満たす場合は契約保証金の納付を免除することができます。ただし、契約を履行しないときは、納付を免除した金額に相当する金額を徴収することとします。また、契約保証金の納付免除は、例外的な措置であることから、一旦納付された契約保証金を返還した上で、改めて免除することはできません。

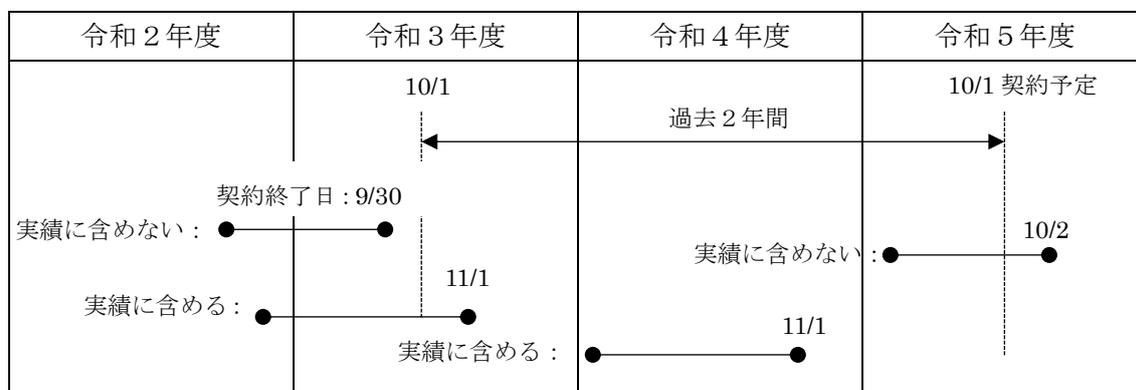
【財務規則第 124 条第 3 項第 3 号】

「契約者が過去 2 年間（※1）に国又は地方公共団体（※2）と種類（※3）及び規模（※4）を同じくする契約を 2 回以上にわたって誠実に履行した実績を有する（※5）者であり、かつ、当該契約を確実に履行するものと認められるとき。」

(※1) 「過去2年間」

対象案件の契約日を基準とし、契約日から過去2年以内に契約終了日が含まれていることとします。変更により契約終了日が延長した場合は、変更後の契約終了日とします。

例) 令和5年10月1日契約予定の場合



(※2) 「国又は地方公共団体」

国・地方公共団体の公社・公団、独立行政法人及び地方独立行政法人等は含まれません。

(※3) 「種類」をほぼ同じくする契約

選定した工種又は業種が同一とします。(例①: 対象案件の工種が「土木一式」、過去の実績の工種が「土木一式」、例②: 対象案件の業種が「測量」、過去の実績の業務が「測量」)(ただし、建設コンサルタント等の業務については、設計業務と監理業務は別々のものとして区分します。)

(※4) 「規模」をほぼ同じくする契約

契約金額(変更契約後の金額)の70%を下限とします。(上限はありません。)

(例) 締結しようとする契約が200万円の場合、140万円以上の契約金額のものを同規模の実績と判断します。

(※5) 「誠実に履行した実績」の確認方法

佐久市との契約実績がある場合は、提出書類は不要ですが、佐久市以外との契約実績がある場合は、コリンズ(工事实績情報システム)又はテクリス(業務実績情報システム)の竣工(完了)登録データ等の写しを契約書等と一緒に市へ提出してください。

コリンズ又はテクリスで登録がない契約の場合は①当初契約書の写し②しゅん工(完了)検査結果の写し③工事(業務)内容がわかる書類(例:設計書の鑑等にある工事概要)を契約書等と一緒に市へ提出してください。

4 変更契約時の契約保証金の納付等について

契約金額の変更や、履行期間の延長については次のとおりとします。

変更契約の内容	当該変更前の契約保証金の状況	手続き方法等
契約金額の増額	財務規則第 124 条第 3 項第 1 号及び第 2 号による免除 (損害保険会社との履行保証保険契約の締結または、公共工事履行保証証券(履行ボンド)による保証を締結している場合)	履行保証保険契約又は工事履行保証契約を変更契約後の契約金総額 100 分の 10 以上となるよう保証契約を変更し、変更後の保険証書又は履行保証証券を市へ提出してください。
	財務規則第 124 条第 3 項第 3 号による免除(過去の実績により免除している場合)	変更契約後の契約金額総額の 100 分の 10 以上の額を納付してください。ただし、「5 増額変更契約時の契約保証金免除の取扱いについて」に該当する場合は、 <u>条件付きで納付を免除することができます。</u>
	契約保証金の納付がある場合(現金納付、銀行等の金融機関の保証の場合)	増額分に対する契約保証金を追加納付してください(増額金額の 100 分の 10 以上)。ただし、「5 増額変更契約時の契約保証金免除の取扱いについて」に該当する場合は、 <u>追加納付を条件付きで免除することができます。</u>
契約金額の減額	契約保証金の納付がある場合、保証金額が変更後の請負代金額の 100 分の 10 に達するまで保証金額の減額を請求することができます。	
履行期間の延長	当初契約時に金融機関や損害保険会社の履行保証保険等を提出されている場合は、保証期間を延長し変更の手続きを行い発注者へ提出してください。 ※当初契約締結時に保証事業会社(東日本建設業保証株式会社)の保証証書を提出している場合は、期間が自動的に変更されることから期間変更の手続きは不要です。	
契約金額の増額及び履行期間の延長	当初契約時において金融機関や保証事業会社、損害保険会社の保証書等を提出されている場合で、契約金額の増額と履行期間の延長を同時に行う場合は、上記の「履行期間の延長」係わらず、保証金額の増額と保証期間の延長の手続きを行い発注者へ提出してください。	

5 増額変更契約時の契約保証金免除の取扱いについて

佐久市工事の契約保証金に関する取扱い規程第 2 条第 5 項の規定により、以下の表に該当するときは、変更後の請負契約金額の増額分に対応する契約保証金の納付を免除することができます。

【佐久市工事の契約保証金に関する取扱い規程第 2 条第 5 項】

「契約金額の増額変更に伴う契約保証金の取扱いについては、変更による増額分が当初の請負契約金額の 10 分の 3 以下の場合で、財務規則第 124 条第 3 項第 3 号に該当するときは、変更後の請負契約金額の増額分に対応する契約保証金の納付を免除することができる。」

契約金額の区分	契約保証金免除の要件 (すべて満たすこと)
増額変更後の契約金額 総額が 300 万円未満	①契約者が過去 2 年間に国又は地方公共団体と種類及び増額変更後の契約金総額に対して規模を同じくする契約を 2 回以上にわたって誠実に履行した実績を有すること。 ②当該契約を確実に履行するものと認められるとき。
増額変更後の契約金額 総額が 300 万円以上	①変更による増額分（複数回の変更の場合は、変更による増額の累計額。）が、当初契約金額の 10 分の 3 以下であること。 ②契約者が過去 2 年間に国又は地方公共団体と種類及び増額変更後の契約金総額に対して規模を同じくする契約を 2 回以上にわたって誠実に履行した実績を有すること。 ③当該契約を確実に履行するものと認められるとき。